

5 危機管理マニュアル

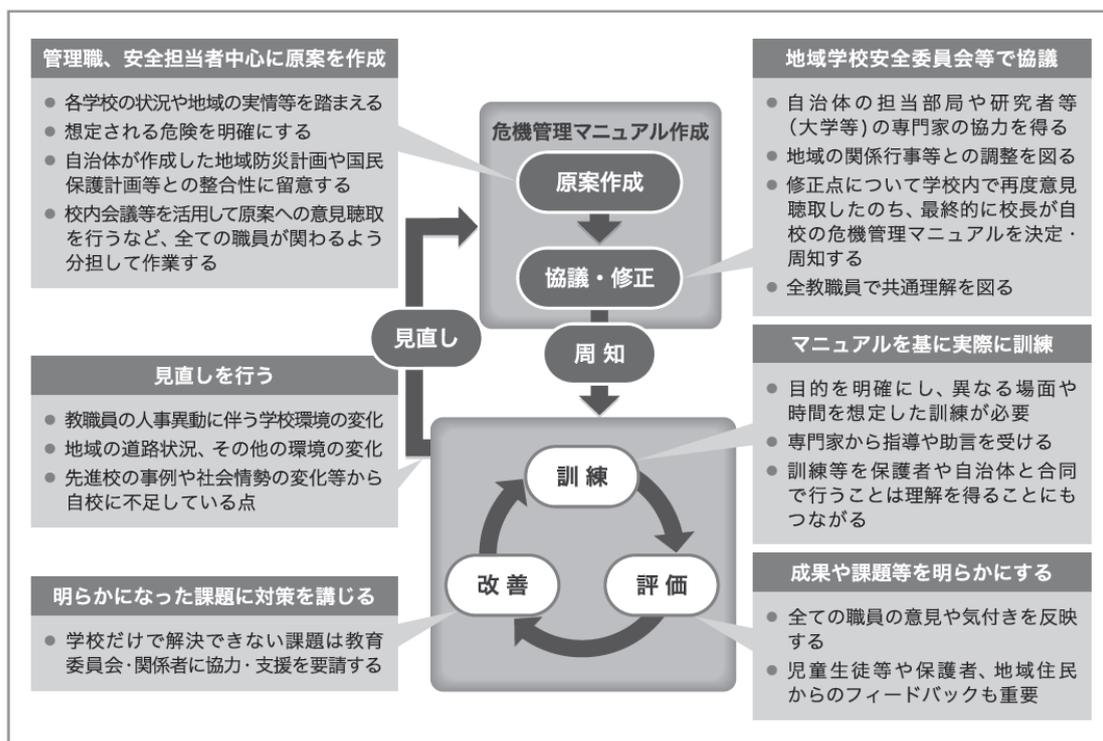
(「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育 ※H31.3 文科省改訂 2 版発行 から)

(1) 危機管理マニュアルの考え方

学校保健安全法第 29 条において、学校は危機管理マニュアルを作成するものとされている。危機管理マニュアルは、学校安全計画を踏まえて、危機管理を具体的に実行するための必要事項や手順等を示したものであり、学校管理下で危険等が発生した際、教職員が円滑かつ的確な対応を図るために作成するものである。このため、教職員の役割等を明確にし、児童生徒等の安全を確保する体制を確立するために必要な事項を全教職員が共通に理解することが必要である。また、新年度のできる限り早期に、全教職員が危機管理マニュアルにおける必要な事項を共通に理解しておくことが必要である。また、作成した後も、訓練等の結果を踏まえた検証・見直しを実施することが必要である。併せて、学校のみならず保護者や地域、関係機関に周知し、地域全体で安全確保のための体制整備を行うことが重要である。

(2) 学校における危機管理マニュアルの作成・見直しの考え方・手順

危機管理マニュアルは、以下の手順も参考にしながら、各学校の実情を踏まえて作成する。また、学校は、一度作成した後も P D C A サイクルの中で、訓練、評価、改善を繰り返し行っていくことが必要であるが、自校を取り巻く安全上の課題やその対策を検証し、危機管理マニュアルを見直すだけでなく、全国各地において発生する様々な事故等を踏まえ、適宜検証・改善を行っていくことも必要である。その際、独立行政法人日本スポーツ振興センターの提供する学校事故に関する情報や外部専門家等の助言、実際の訓練の結果を活用・反映するなどして、より実証的なものにしていくことが重要である。また、教育委員会等は、地域の事故等の事例を収集・分析し、域内の学校における危機管理マニュアルの改善等を促すことが必要である。



作成に当たってのポイント

- 各学校の実情に応じて想定される危険を明確にし、危険等発生時に児童生徒等の生命や身体を守るための具体的な対応について検討する。
- ※ 学校の立地等によっては、様々な法令により、避難訓練の実施や避難確保計画等の策定が義務付けられる場合があり、各法令等で必要とされている事項を危機管理マニュアルに反映させることが必要。また、教育委員会を通じて担当部局とよく相談し、避難確保計画に代えて危機管理マニュアルを活用したり、避難確保計画と危機管理マニュアルを十分に関連付けたりするなど、工夫して対応する。
- 事前・発生時・事後の三段階の危機管理を想定して危機管理マニュアルを作成し、安全管理と安全教育の両面から取組を行う。
 - ※ 危機管理マニュアルは、危機管理の三つの段階に応じて対応が必要な事項を具体的に検討し、作成する。その際、「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成 30 年 2 月文部科学省）などを、その検討の際に活用すること。
 - ※ 事故等の発生時は、行動中にマニュアルを見る時間的余裕はないことから、役割分担や対応の優先順位を考え、単純で分かりやすいマニュアルにしておくことが重要である。
 - ※ 事後の危機管理においては、発生原因の究明や従来の安全対策の検証に加えて、児童生徒等に対する心のケアや保護者への十分な説明、再発防止等の取組が求められる。これらの対応の詳細は、「学校事故対応に関する指針」に詳しくまとめられているため、参照すること。
- 全ての教職員の役割分担を明確にし、共通理解を図る。
- 家庭・地域・関係機関と連携して児童生徒等の安全を確保する体制を整備するとともに、協働して危機管理マニュアルの作成や避難訓練等を行う。
- 教育委員会等の学校の設置者は、各学校におけるマニュアルの作成・改善等について必要な指導助言を行い、体制整備や事故等発生時に必要に応じて学校を支援する。

見直し・改善のポイント

- 人事異動等による分担や組織の変更はないか。
- 施設・設備や通学路、児童生徒等の状況に変化はないか。
- 地域や関係機関との連携に変更はないか。
- 防災避難訓練、研修会等の図上訓練（卓上訓練）で、問題点や課題の発見はなかったか。
- 他校の事例や社会情勢の変化等から、自校に不足している項目はないか。